

国際協力銀行環境ガイドライン
パブリック・コンサルテーション・大阪フォーラムの様態について

平成14年2月12日(火)大阪国際交流センター会議室において、パブリック・コンサルテーション大阪フォーラムが開催され、積極的な議論が行われました。ここでは、会議の様態をお届けします。

国際協力銀行からの出席者:

総務部: 佐藤副参事役
環境社会開発室: 森課長
開発業務部: 山田課長
金融業務部: 谷本副参事役

(佐藤副参事役)

本日の進行をさせていただきます、国際協力銀行総務部総務課の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。本日の進め方ですけれども、この後、まず開発業務部の山田企画課長から、これまでの経緯その他についてごあいさつも含めましてお話をさせていただいた後、環境社会開発室の森課長から、新環境ガイドライン(案)、今、パブリックコメントをお願いしております案の説明をさせていただいて、かつ、今まで出てきた個別の論点についてもどんな議論があったかをご紹介させていただきたいと思ひます。その後、私のほうから論点について補足することがあればご説明させていただきまして、今の段階で、今朝見てきたのですけれども、7通ほどのパブリックコメントが来ておりますので、内容を簡単にご紹介させていただきたいと思ひます。その後できるだけ多くの時間をとりまして、4時までフリーディスカッションという形で自由にご議論をいただく、あるいは私どもも議論に参加させていただく形にさせていただきますたいと思ひます。では、山田企画課長からお願ひします。

(山田課長)

山田でございます。一言あいさつをさせていただきます。本日はお忙しいところ、私ども国際協力銀行が主催する環境ガイドラインのセミナーにお越しいただきましてありがとうございます。

まず、私のほうから本環境ガイドラインの経緯をご説明させていただきます。2年半前に、私ども、当時の日本輸出入銀行(輸銀)と海外経済協力基金(OECF)が統合いたして国際協力銀行ができたわけでございます。1999年10月のことでした。国際協力銀行法という法律が同時にできたわけでございますが、このとき旧輸銀が行っていた国際金融等業務、旧OECFが行っていた海外経済協力業務、この二つを統合する共通したガイドラインをつくるのが国会の中で付帯決議をされております。

それから1年後、2000年の10月になりまして、どういうふうガイドラインをつくるのかということで、研究会が開かれました。これは、非常に開かれたプロセスで研究会を開いておりまして、参加なされている方は、NGOの方々、大学の先生とかをはじめとする有識者の方々。それから財務省、外務省といった政府の方々。環境省、当時環境庁でしたが、そこからも入っていただいております。それから、私ども環境ガイドラインを策定する部署の国際協力銀行の職員。こうした関係者が集まりまして研究会を開いておりました。これが、2000年の10月から昨年の7月まで、約10カ月にわたりまして私の記憶するところ16回の研究会が行われました。

それに基づきまして、昨年の9月に研究会の提言というものが出されております。研究会には私どもの職員も出ておりますけれども、これはあくまで個人的な資格で出ておりますので、そういった私的な研究会から国際協力銀行に対して提言をするということで、昨年の9月に私どもは提言を受けております。それに基づきまして、提言に従うような形で、昨年の12月に本行の案というのをつくりました。提言はかなり参考にさせていただいておりますが、私どもの実際の業務の推進上、必ずしも提言に沿えないところ、違うところも若干ございますけれども、その趣旨は十分生かさせていただいたとわれわれは思っております。いずれにしても、昨年の12月に、今からご紹介する本行のガイドライン(案)というのをつくりまして、現在、パブリックコメントに付しているところでございます。

昨年の12月28日にパブリックコメントに付しまして、今月、2月20日まで約2カ月にわたってパブリックコメントを募集しております。東京で3回、本日この大阪で1回、合計4回のパブリック・コンサルテーション・フォーラムを行いまして、一般の方々にも広く意見をお伺いすることを同時並行的に進めております。

それから主にODAのほうの顧客が途上国政府ですので、途上国政府にもこのガイドラインの案を説明しております。OOFのほうは本邦企業の方々を利用者ですので、本邦企業の方々にもいろいろとご意見をお伺いしながら、最終的な案に向けてコメントをいただいているところでございます。いずれにしても今月中にはそれぞれのコメントをいただきまして、可能であれば3月いっぱい、成案をつくりまして、当然、移行期間、周知期間というのが必要ですので、一定の周知期間をとりまして後、施行ということで現在考えております。いずれにしても今年の3月、4月、あと1、2カ月で最終的な案をとりまとめるというプロセスを現在踏んでいるところでございます。

本日、初の東京以外でのフォーラムということで、皆様方の貴重な意見を承りながら、フラックで忌憚のない議論をしながら、よりよいガイドラインにすべく、有効な会になることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上をもってあいさついたします。ありがとうございます。

(佐藤副参事役)

では、続きまして森課長のほうから新環境ガイドライン(案)の概要についてご説明させていただきます。

(森課長)

ご説明したいと思いますけれども、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。新環境ガイドライン(案)と書いた18ページぐらいまでの紙があります。それが案でございます。それと、横紙になっているかと思えますけれども、輸出金融の場合の事務手続例、その後には円借款の事務手続例という資料がございます。それがお手元にあると思います。説明はパワーポイントを使ってさせていただきます。

まず、前書きですけれども、前書きに5点書いてあります。一つは、今回のガイドラインというのは、国際金融等業務、いわゆるODAではない民間の貿易、投融資金融にかかる業務、それからODA業務に対して、両方に使うものです。

第2点は、環境配慮確認をとおして持続的な開発努力へ貢献。

第3点は、地球環境保全等へ貢献するプロジェクトを積極的に支援していく。

第4点は、確認の対象は汚染対策、自然環境、社会環境ということで、社会環境という部分も入っていて、そこには非自発的移転、先住民等への人権の尊重を含む、といったところを明記しております。

第5点は、OECD等国際的議論を踏まえる。これは特に民間の輸出信用に対しましては、国際的に他の先進国も同じ競争条件にすべきじゃないかという議論もありますので、そういった議論も踏まえて考えていくということを書いております。

本文の第1部ですけれども、基本的な環境配慮確認にかかる基本方針ということですが、大きな一つの進展というのは、環境配慮プロセスにおける地域住民、現地NGOを含むステークホルダーの参加の重要性について認識を含めたことです。今まで、どちらかといいますと相手国政府、あるいは事業実施主体とわれわれが話をしながら進めてきたのですけれども、やはりそういった関係者のみならず事業に影響を受ける地域住民等の参加というものも重要である、ということをわれわれは過去の経験からも学んでいますので、そういったところを明確に入れたほうがいだろうということです。

相手国の主権を尊重しつつ、相手国、借入人との対話を重視する。これはいろいろな意味があると思えますけれども、やはり国際機関と違って、二国間というところで、相手国の主権尊重という面はあるわけですけれども、一方である程度環境に関して、こちらとしてはここまでしてほしいという話もありまして、そのギャップをどう埋めていくかといったところで、あまり足切りというか、これでなきゃわれわれはやりませんということではなくて、より高いところに近づけるように努力していく、というような意味合いをここにしております。

ガイドラインの目的・位置付けですけれども、ガイドラインでは三つの点を言っております、われわれの環境配慮確認のフロー、判断基準、それから融資対象とする案件でどういった環境配慮がされているべきかを示しています。

併せて、ガイドラインを予め示すことにより将来の融資を期待するプロジェクト実施主体に適切な環境配慮を行うよう促していく、といった目的になっております。

環境配慮確認の基本的な考え方としまして三つあります。

まず、環境配慮の責任主体。要するにプロジェクトをやる主体があくまでも環境配慮をまずしっかり行うべきだということで、環境配慮の責任というのはプロジェクトを行う主体であると考えます。

一方、われわれの役割というものは、それがしかるべく行われているかということを確認していく立場である。プロジェクト主体とわれわれお金を貸す側との関係というか、そこをまず明確にさせてほうがいだろうということです。

3番目としましては、環境配慮をわれわれが行っていく場合の情報としましては、先ほど申しあげたように、借入人とかプロジェクト主体、政府のみならず、協調融資機関とかステークホルダーからの情報というのも重視していくという点。また、必要に応じて現地に行き現場を見るとか、専門家の意見を聞くといったことを行う、ということです。

4番目としては、適切性を判断するための基準ということですが、基本的にはその国の現地の基準を遵守してもらう。併せまして、国際的基準、すなわち世界銀行等の国際機関、アジア開発銀行等の地域機関、あるいはその他先進国の機関等を参照する。参照してどうするのかということですが、現地基準と国際基準に大きな乖離がある場合には、相手国、プロジェクト実施主体との対話を行い、背景等を確認するということです。

これは、先ほども申しあげましたけれども、いろんな国の事情に基づいた基準というものがあるわけですが、それを無視をして国際的な基準をあてはめるかといった議論もあるかと思えます。われわれが考えているような環境対策というのが、その国にとってみれば地味的な理由等から必ずしもコストに見合わない過大な投資、環境投資ということもありえたりしますので、そういうこともよく見ながらその国に対して適切なものを考えていく必要があるのではないかと、という考え方を示しております。

それから、適切な環境配慮がなされない場合に融資を行わないこともある、といったことを記しております。

次に、手続について以下書いております。

まず、スクリーニングとは何かといいますと、プロジェクトを全部同じように環境配慮確認していくというのは効率的じゃないということで、より環境に影響の大きいものはよりしっかり見る、ほとんど影響がないものは見ない、という分類をしたほうがいいということです。これは世銀も同じなのですが、そういったカテゴリ分類というのをスクリーニングというふうに言っています。そういったものを早い段階からやっていく。

分類としましてはカテゴリA、B、Cと分けていまして、Aは、重大で望ましくない影響のあるプロジェクト、Bは、Aほどではない、Cは、影響が最小限あるいは全くないと考えられる、ということでCとして三つ例を挙げております。

本行支援額が1,000万SDR相当円以下。人材開発、収支支援、権益取得等。単体輸出だとか本行の関与が小さいもの。こういったものについては基本的にはCというふうに考えております。ただ、Cであってもプロジェクト自身が重大な影響を及ぼさうというものは、カテゴリの中でAということになります。

カテゴリFI、これはフィナンシャル・インターメディアトリーと言いまして、私どもが直接エンドユーザーに貸すのではなくて、仲介銀行を通した融資という場合なのですが、予めプロジェクトが特定されないプロジェクトについては別なカテゴリを設けて考える、という分類にしております。

カテゴリAの分類の基準なのですが、三つ挙げています。これのどれかに該当すればAに分類します。一つは、特定セクターで大規模なもの。ダムとか大規模な道路、港湾、発電所、こういったものが入ります。非自発的移転等プロジェクトの特性によっても分けます。それから原生林、少数民族居住地等、センシティブ・エリアと言っていますけれども、そういった非常に影響を受けやすい地域におけるものもAの分類に入るといことです。

A、B、C、FIと分けまして、それぞれにどういうレビューをするかということなのですが、環境影響のいちばん大きいカテゴリAというものについては、EIA、エンバイロメント・インパクト・アセスメント、環境影響評価と言っていますけれども、EIAレポートを徴求し、これに基づいてレビューを行う。カテゴリBというのは、Aほど影響は大きくないということで、先ほどのEIAレポートは必須にはしない。ただ、影響が分かるもの、最低限の情報ほらう、それに基づいてレビューを行うということです。カテゴリCはレビューはしない。カテゴリFIというものは、金融仲介者等を通じて実質的に本ガイドラインで示す適切な環境配慮を確保する。要するに、われわれのガイドラインに基づき金融仲介者がしっかり見ていく、という形をとります。

いま申しあげたのは、承諾をする前までにどういうことを見ていくかということなのですが、承諾した後、実際にプロジェクトがちゃんと環境配慮されていくかといった実施面でのフォローアップという話があると思うのですけれども、それをモニタリングおよびフォローアップというふうに言っています。カテゴリA及びカテゴリBについては実施後一定期間、当初考えていた環境配慮というものが実際に行われているかどうかというものをモニタリングしていくということです。事業実施中に環境配慮が十分でないという指摘がどこからかなされたといった場合に、その内容については、われわれ直接コミュニケーションできるというのは借入人になりますので、借入人を通して、借入人に話をして、そこから実施主体に対して適切な配慮を行うように求めていく。それが最終的に実施主体によって適切な対応がとれない場合には、融資契約に基づいて融資を停止するということもありうる、というふうにしております。

次に、今回のガイドラインで大きな変更点となる情報公開についてであります。

情報公開を積極的にやるというのがあるわけですが、まず情報公開の原則と守秘義務の両立に努めるとしています。情報をどんどん出していくことは必要ですが、一方で事業というものは実施機関と貸し付ける人との間での守秘義務というのがございますので、ここを両立させていくという話が前提でございます。

情報公開のタイミングですが、一つは融資承諾前、もう一つは融資承諾後ということで情報公開をしていくということです。承諾前については、先ほど申しあげたカテゴリ分類A、B、Cをした段階で、そこから先レビューに入っていく前に、カテゴリ分類結果の情報をまず出します。

それから、融資を承諾した後ですが、どんな環境への影響があって、どういう対策をとるかといったレビュー結果を公開する。このスクリーニング情報と環境レビュー結果というものはウェブサイトを出していく、というふうに考えております。

6番目の意思決定というのは、具体的に環境配慮をちゃんとやってくださいということを、言葉ではなくてちゃんとドキュメントに落とさないと意味がないということなので、これを融資契約の中に盛り込んでいくということでございます。また、適切な環境配慮が行われな場合、融資等を行わないこともあるとしています。環境配慮が確実に実施されるよう、融資契約書にモニタリングの義務とか問題発生時のステークホルダーとの協議、貸付停止等の条件を盛り込むようにしていく、ということでもあります。

それから7番目、これも一つ大きな話なのですが、ガイドラインの適切な実施・遵守の確保ということです。いくら承諾するまでいろいろ注文をつけても、実際にそれが、実施主体が環境配慮をちゃんとやっていくかどうかといったところを確保していかなければいけないということで、先ほどのモニタリング等われわれはやっていると思うわけですが、さらにちゃんとやられているかといったことを確保するという意味で、ガイドライン遵守に関する異議申立というものを受け付けて、必要な措置を検討する。これについては後でちょっと説明しますが、よく世界銀行が、プロジェクトをやっている地域から、「このプロジェクトは世銀のガイドラインを満たしていない」といった異議申立がある場合に、インスペクション・パネルという第三者的な機関において、そこに異議を申し立てて、パネルが適切な異議だということであれば第三者的な調査をして、その結果を公表して、かつ世界銀行の理事会に勧告する、こういう手続があるわけです。それに準じたようなものをつくるべきではないかという意見もございまして、そういうものができるとい、今、検討中ですけれども、いずれにしても異議申立を受け付けて、必要な措置を検討するということをこの中に盛り込んでおります。

8番目がガイドラインの適用および見直しということで、初めにありましたけれども、3月末にガイドラインをつくることを目指してやっていますけれども、実際にそれがいつ発効するかということについては、今、検討しております。また、同時にこのガイドライン自身を使って、5年以内にもう一度このガイドラインがフィージブルかどうかというのをもう一度確認しておこう、といった意味で見直しをしていくことを書いています。

以上が1部でございまして、第2部というのは若干もう少しテクニカルなところを述べています。後で本文の説明をします。

対象プロジェクトに求められる環境配慮。すなわちプロジェクトにどう環境配慮を求めるかということを書いたものなのですけれども、お手元の環境ガイドライン(案)の10ページをご覧ください。その中には基本的な事項、対策の検討ということで、代替案の検討について述べています。11ページにいきますと、真ん中より少し下、社会的合意及び社会影響といったことで、これは特に、女性、子ども、貧困層等弱者について一定の配慮をしているかといったようなことも述べておまして、その下には非自発的住民ということで、移転を余儀なくされる人に対しては、移転する前の生活水準を下回ることなく、あるいはむしろ改善するような方向に努める、というようなことです。これは単に土地とか金銭による補償のみならず、コミュニティの再建というようなことも考えている、ということが書いてあります。先住民についても書いてあります。

次に、2.として、カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書。環境への影響が大きいカテゴリAの案件については、環境アセスメントレポートを義務づけるということなのですが、その報告書の中に何が書いてなくてはいけなかつたものがここに記述してあります。それが、お手元のガイドライン(案)の13ページになります。六つ項目がありますが、例えば三つ目の丸では、環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が求められていることが要求される、とあります。

その下には、環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない、とあります。

こういった、いわゆる環境アセスメント報告書作成のプロセスにおいてなるべく協議をしていく、アセスメント報告書を公開することによって、より地域住民等ステークホルダーに情報が行くといったことを求めている、といったことがここに盛り込まれております。

3.のところで、影響を及ぼしやすいセクター・構成要素および影響を受けやすい地域の例示一覧があります。これは先ほど説明したA、B、C分類のときのA1について三つの要件のどれかに当てはまればA1になるということですが、それをより詳しく説明したものがこれでごさいます、具体的にはお手元のガイドライン(案)の17ページになります。2番目として、影響を及ぼしやすい特性として、住民移転の話、あるいは大規模な森林の伐採等を挙げています。3番目として、影響を受けやすい地域ということで、保護地域と、原生林とか熱帯の自然林、社会環境としては少数民族等の住んでいるような地域、といったところを影響を受けやすい地域としています。

この他、スクリーニングに必要な情報をどんなものを求めるかとか、セクター別環境チェックシート、これはまだできていないのですけれども、例えば水力発電とか道路とかいろいろセクターごとにどんな環境面をチェックしていくかといったチェックシートを、今、準備しているところでごさいます。

次にモニタリングに必要な情報ということで、事業実施段階においてどんな情報を求めるかといったものを付けています。ただし、スクリーニング情報、チェックシート、モニタリング情報については作業中ですので、途中段階のものしか入っておりません。

次に具体的な手続を示しました。これは輸出金融の場合、民間企業は輸出者となってわれわれにローンを借りるという場合を書いております。まずいちばん左の事業者、これは例えばフィリピンのどこかの発電会社だとしますと、そこがまず事業計画をつくる。この場合、先ほど申しあげたように、現地で環境アセスメントレポートというものも公開していく。事業計画ができますと、事業者は入札、機器を購入するために入札を行います。そこで入札をしたところ、つまり輸出者が機器を売るという契約を結ぶということになります。この輸出者というのが本行に対して融資を申し込んでくるということになります。

以後は本行での手続になるわけですけれども、A、B、C分類に必要な情報をまず出してもらって、そこでスクリーニングを行いまして、A、B、C分類を行う。その分類を行ったときにウェブで中身を公開する。どういうものかというのがいちばん右にありますけれども、今のところ考えておりますのが、プロジェクトの名称、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類、分類根拠、それからEIAレポートの入手状況、といったものを一覧表にしてウェブに載せるということを考えております。

A、B、Cの分類に基づきまして、A、Bについては環境レビューをする。その場合、EIAレポート等をもってレビューをする。その結果、どういったことを環境配慮としてやってもらうかといったことを契約書の中に盛り込んでいくといった手続がごさいます。融資決定後において、環境レビュー、結果公開もしていく。こういうような手続を想定しているということです。

次に円借款の場合です。基本的にほとんど変わりありませんが、何が違うかというと、輸出者がいないということです。円借款の場合、円借款の要請があってから入札にすぐ入るわけではなくて、まずその中身を本行のほうでレビューをして、借款契約を結んでから事業が実施される、入札が始まるということで、そのタイミングが違うというだけでして、本行の行う手続自身は変わらないという形になります。

以上がガイドラインの概要ということで、簡単にかいつまんで説明しました。次にガイドラインの個別論点ということで、これまで皆さんからいただいた意見を簡単にまとめてみました。また、それに対して今のところ本行としてどういうふうを考えているのか、といったものをご説明したいと思います。

個別論点に対して、主に四つほど意見を頂いています。まず一つは人権について。それから情報公開について。遵守の確保。経過期間の4点です。4点について、これまでの意見、それと私どもの考え方をご説明したいと思います。

人権ですけれども、まず今のガイドラインにどう書いてあるかといいますと、前書きのところに、環境配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民等の人権の尊重他の社会面を含む環境への配慮ということで、環境配慮といっても通常の自然環境ということのみを言うのではない、と。ただ、社会環境といって社会を全て含むわけで

はなくて、特に非自発的住民とか先住民等の人権尊重といったところに注目しているということです。また、本ガイドラインは、人権に関する国際的な枠組みの中で議論を踏まえて策定されたという記述がございます。

どういった意見があるかということですが、人権の尊重にかかる原則、条約、協定というものに則って本行として融資をやるということを明記すべきではないかという点。それから、環境配慮というのはちょっと狭い、環境社会配慮という言葉を使うべきではないかといった意見がございました。一方で、個別のプロジェクトで人権を扱うといった場合に、何を以て評価するかといったところがなかなか曖昧というか難しい面があって、かつ何を基準にするかというのが非常に難しいのではないかと、基本的なところで人権の尊重というのは分かるが、具体的なプロジェクトでどういうふうに判断していくのかといったところの難しさというものがある、という意見等がありました。

これに対しては今のところ私どもとしては、先住民族への配慮とか住民移転の問題というのは人権面で重要な要素であるということは認識しております。またHIVとか女性等社会的弱者の配慮というのも、今まである程度われわれの環境配慮の中でも見てきているということなので、われわれとしてできるところは個別の案件の中で引き続き見ていこうと思います。一方で、個別案件としてとらえられるものと、国レベルで扱われる問題があり、国レベルの話を個別の案件を見るときガイドラインの中で見るというのは限界もあるのではないかと、ということで、今回の案では、人権一般への配慮については前書きの中で、若干簡単ではあるのですが、その重要性だけは認識している、という形で書いているということです。

続きまして情報公開でございます。情報公開の時期については、先ほどご説明しましたようにまだ融資承諾していない前の段階で分類の結果を出すというものと融資契約後にどういった環境配慮をして、環境配慮の結果、われわれのレビュー結果というものを公開するという、2段階で公開するというふうにしております。

今のところ、承諾前のカテゴリ分類のところでは、カテゴリ分類とその根拠等をウェブサイトで出す。それから、アセスメント報告書ですけれども、入手状況というのをウェブで出す。それに基づいてレポートそのものをJBICのほうで公開していくということです。アセスメント報告書そのものをウェブに載せるというのは、量的な問題等もありましてそれは載せないという考え方です。

それから環境レビュー結果。これは承諾後のほうですけれども、これはどういった環境影響が予想されて、これに対して、どういった対策をとるかという、判断結果といったものを公開していくということです。

これに対して、案件の概要についてどの情報が公開されるのか明記すべきである。それから公開の期間を明示すべきという意見等があります。

一方で、民間企業のほうからは、商業上の秘密に配慮すべき情報というのは、特許にかかわる話とかありまして、そういうものも全部出せということになると難しい面がある、といった意見も聞いております。また、この案件についてはこういった問題があるんじゃないかという、適切なお意見はもちろん承るわけですが、中には確実な情報かどうかわからないというものが出来た場合、その信憑性を確認している間に案件が進まなくなってしまう、そういったことがないように配慮すべきである、といった意見もありました。

どんな情報を出すべきかということですが、アメリカの輸出入銀行がすでにカテゴリ分類にかかわる情報を出しているということで、これはその例なので、プロジェクト名、場所、いつその情報を出したか、EIAがいつ作成されているか、といった情報が出されているようでした、ある程度こういったものを参照してわれわれも一覧表を考えていきたいと思っています。カテゴリ分類の根拠みたいなのところもある程度必要だろうという感じています。

公開の期間ですけれども、十分に取る必要があるでしょうということですけれども、ただ、われわれも、円借款から輸出信用、投資金融、アンタイドローン、保証とか、いろんな金融ツールがありまして、それぞれごとにわれわれの関与の仕方も異なりまして、一律に何日間ということを決めるのは難しいというオペレーション上の問題が一方にある。円借款については、要請案件すべてについて情報を出すかどうかについては政府との調整が必要になります。

次に、遵守についてです。これは、先ほど申しあげたように、本行は本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努めるわけですが、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取る、といったことがガイドライン案に書いてあります。

これに対しての意見ですが、これはさっき申しあげた世銀等のインスペクション・パネルのように、公正・中立的な立場からいろいろ専門調査を行って、その結果についてマネージメントに勧告をするといった機能を持つ外部委員会といったものをつくるべきじゃないか、というご意見があります。

これは一方で濫用されると、異議申立の手続が競争相手に濫用される可能性がある。すなわち悪意の第三者が、いろいろクレームを入れて、異議申立合戦みたいな話になってプロジェクトが前に進まない、そういった濫用が懸念されるといった意見がございました。

受付の要件を明確にしないと機能しないということで、アジア開発銀行も最近、インスペクション・パネルを設けてやっていますけれども、やはりどういったものを的確な異議申立として受け付けるか、といった難しい面があるという話をしておりましたが、どういったものが適切なものかといった基準をどう決めるかということが非常に難しいですし、それがないと機能しないだろう、といった意見があります。

本行としては、ADB、世銀等、国際機関ではこういった第三者的な機関があるのですが、二国間機関としてそれに準ずるようなものができるのかどうかといったことは継続して考えていく必要があるのではないかと。もしやる場合にも、法令の改正とか予算措置といった可能性が出てくると考えられます。引き続きどういった形で遵守確保に向けたメカニズムができるか考えていきたいと思っております。

最後に経過期間です。これは、ガイドラインを作成するのは今年度中につくって、4月1日から「こういうのができま

した」ということで発表する予定なのですが、実際にそれをいつから適用していくかということについてはまだ決めてないということです。いずれにしても、その施行時期より前については現行のガイドラインを適用していくということになると思います。

留意事項として、今、円借款のガイドラインというのがありますが、これは95年8月に作成したわけです。実際に施行したのはその2年後でございます。2年というには、1年間は、開発途上国政府側のほうでプロジェクトを作成していくときに、フィージビリティスタディをやったり、アセスメント報告書をつくったり、そういうことで1年かかりますし、その後、円借款の要請があってから実際に承諾するまで、これは日本政府も含めて約1年ぐらいかかるということで、2年という経過期間を設けております。

一方、例えば2年間というとかかなり先の感じがするのですが、ただその間何もしないということではなくて、経過期間中も可能なところから新しいガイドラインを適用していく、借入人に働きかけていくといったことをしていくつもりです。

以上、簡単ですが、ガイドラインの中身、それから主な論点を説明させていただきました。ありがとうございました。

(佐藤副参事役)

それでは、私どもからの説明の最後に、これまで来ているパブリックコメントの内容について簡単にご紹介したいと思います。きょうの朝見たところで7通、今までにいただいております。来た順番にご紹介したいと思います。

最初ですが、これはNGOの団体として出していたいただいたコメントですが、研究会、およびそれに引き継ぎましたフォローアップ委員会において表明した意見を改めてお伝えします、というような内容です。主として研究会の提言との比較について項目ごとにコメントをいただいているのですが、時間もございませんので個別の説明は省略させていただきます。

あとの6通は、個別の項目について、これをどうすべきというコメントというよりは一般的なコメントということで、ざっとご紹介したいと思います。

2通目は海外のNGOからの方で、英語ですので訳しますと、「自分の国の輸出信用機関の例、模範とするために、JBICに対しては明確な規定をもって、かつ研究会の提言をすべて取り入れたガイドラインを設定してほしい」、というコメントでございます。

あとは国内の個人の方ですが、3通目が、「開発を進めるにあたってのガイドラインに以下のことを求めます。1、プロジェクトを始めるときの事前の環境アセスメントを義務づけること。2、プロジェクトの実施については、マルチステークホルダーに対するパブリックコメントの実施を義務づけること。3、プロジェクト終了時の評価報告書を公開することを位置づけること。4、情報公開やアカウントビリティは環境問題にとって不可欠。ガイドラインの中でもより一層充実した内容になることを望みます。」

次のコメントが、「情報公開やアカウントビリティ、異議申立は、国際的な常識になっています。JBICが国際的に見て恥ずかしくない社会環境ガイドラインをつくってくれることを信じます。」

次、「JBICは国際的に良い仕事をしています。しかし、幾多の困難な成約条件の下での業務推進ですから、すべての業務に関して百点がとれるわけではありません。したがって皆さんの忌憚のない意見は貴重です。ただ、外の方が一方的に述べることで大きく取り上げられ、現下の問題の解決に直結するとは思えません。むしろJBICの担当者は、毎日の業務推進の中で感じたり反省することも多いだろうと思います。民間企業が日ごろやっているように、改善提案、軌道修正など自由にできる仕組みができれば、相当期待が持てます。米国、ほかの国の職員数に比較して圧倒的に少ないスタッフで仕事をしています。したがって、今の仕事をこなすのに忙殺されています。正式職員を雇用するのではなく、外部専門家を増やし対処できるようにすることも必要かもしれません。JBICの管理体制に自由度を与えることが寛容と考えます。政府機関の管理特質から脱却することを考える段階にあると思います。」誤解されないように申しますが、これは外部の方からのコメントです。

最後のコメントが、「何のためにODAが存在しているかをしっかり定義してもらいたいです。南の人々の命は私たちと等価であり、同じ基本的人権の保有者です。全くの偶然で私たちが物質的に豊かな国に生まれたことを感謝し、富を分かち合うことのすばらしさを自覚していただきたいです。グローバル経済は南北の経済格差を助長しています。石油をはじめ私たちの富の多くは元を正せば南の世界の資源だったはずで、ODAはただの奉仕ではなく、感謝に基づく活動であるべきだと思います。その意味で、受け入れ先の声を何よりも尊重できるシステムの構築を望みます。」

ざっとこういった意見が集まってございまして、これは確か20日が締め切りだったかと思いますが、今後も集まってくると思いますが、いずれにしても、いただいたパブリックコメントについては内容を整理して、それぞれお答えしながら私たちの環境ガイドラインをつくっていきたくて考えています。

それでは残り1時間5分、お時間をいただいておりますけれども、フリーディスカッションということで、挙手をしていただいで発言をしていただければと思います。もし差し支えなければ、差し支えない範囲で、アフィリエーション、所属ですとかご職業ですとか、もちろんおっしゃらなくても結構ですが、できればおっしゃっていただいでから発言していただければと思います。よろしく願います。

(発言者A)

ペーパーを用意してきていますので、そのペーパーを配らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。JBICの方々とは何度かお話をさせていただく機会があって、そして10年来、日本のODA政策などに関心を持ち続けているような活動を続けてきた中で、今回こういった形で、NGOが完全に参加した形態で環境ガイドラインというのがつけられようとしている、このプロセスに関しましては非常に歓迎したい、ということをお初めに申し上げておきたいと思ひます。

そうした上でいくつか懸念する点がありますので、提言という形でペーパーにまとめておきますけれども、1人で長々とこれを説明するという事は避けて、私自身は大元の部分の総論部分だけ若干質問させていただきまして、後は、個々に関西のNGOの仲間ですその分野に詳しい人間がおりますので、その人間たちからまたここに出てくるというふうにお願ひしております。

まず一つ、冒頭、森さんのほうからもご説明があったのですが、環境ガイドラインという名称について、ここは思い切つて「環境社会ガイドライン」に戻すべきではないかというのを改めて感じました。と申しますのも、こういった開発に伴つて配慮すべき点というのは、自然環境の分野だけというふうな時代ではもうないわけで、そこに社会環境というものが非常に重要であるということは、内容として認識されているわけですから、ここはもっと胸を張つて環境社会ガイドラインというふうに切り出してもいいのではないかというふうにお願ひします。

そうした上で、もっとも不足する点は多々あるわけですから、例えば、立ち退きや少数民族なんかに対して言及されている点なんかは1項目に留まっておりますので、そういったことをどうしていくのかというようなこと、例えば、オペレーショナル・マニュアル的なものを個々の分野につくっていくというふうな形で、この環境ガイドラインは、開発に伴うさまざまな配慮の柱であるという、根本基準であるというふうな立て方をした上で、個々の分野にわたつて細かな細則をつくっていくことも考える、というふうにも思ひます。そういったものをつくっていくプロセスにおいては今回のプロセスを準用していくといひますが、今回のプロセスでもって様々な層からの参加、徹底した公開を前提にやっていくということも提案したいと思ひます。それが1点目です。

2点目は、情報公開についても相当踏み込んだ言及があると思ひます。ただし、地域の住民参加の前提としての公開というふうな、根本的な発想というものが全体から欠落しているように思ひます。特に前書きですとか基本方針の部分で、そういったこと、ステークホルダーの参加を促すために積極的に情報公開を進めていくというふうな文言が入つてくれば、よりJBICの立場が明確に示されるのではないかというふうにも思ひます。

1点だけ、細部にわたりますけれども、情報公開についてカテゴリA、Bの情報公開で、ウェブサイトでは入手した文書の公開に留まるというふうになっていました。そして情報公開制度に基づいて文書公開をするとなっておりますけれども、これがアメリカの場合と比較されて説明されましたけれども、アメリカと日本の場合、情報公開法の成り立ちが全然違うというあたりには留意する必要があると思ひます。それは、情報公開請求が海外から請求できるか否かという問題があると思ひます。日本の情報公開制度で海外から請求できるかどうかというふうなこと、きちんと吟味した上でこういったことを、アメリカとの対比、あるいはその準用、ということをお考えられるべきではないかと思ひます。

3点目ですけれども、異議申立に関してもいろいろなコメントがある、という説明がありました。インスペクション・パネルのような制度を異議申立としてつくつくと、濫用がおそろしい、濫用が懸念されるということですが、これなんかは逆に、制度を明確化する、きちつと制度化して透明化していくということで濫用はある程度防げるのではないかとも思ひます。ただし、これに関しましてはJBIC内部におくべきかどうかという議論も当然あると思ひます。最後に説明がありましたように、法令等の改訂が必要であるというようなこと、ひょつとすると立法機関なんかにこういったものは置いたほうがいいのかも知れない。私たちがなんかはそういう考えなんかも持っておりますけれども、ただ当面、JBICのガイドラインにおいて異議申立措置について言及されているということは非常に歓迎したいですけれども、これをなるべく早く、いちばんいい形でもって制度化していくことにも私たちは協力していきたいと思ひます。

それから、施行までの適用ということ、これが最後にお話がありました。この説明の中で、円借款のガイドラインは95年8月から2年間周知期間を置きましたとありましたが、今回のガイドライン案というのは、もともと旧OECDの環境ガイドラインというのをベースにしているということから考えますと、これの改訂というふうな意味合いもあると思ひます。そうお考えいけますと、そう長い周知期間が必要ではないのではないかと、お考えするところでもあります。また仮に周知期間を半年なり1年間なり置かれたとしても、今回のガイドラインというのは、策定プロセスにおきましてこれほど透明化されて進めてこられておりますので、以前のガイドラインとは異なつて、事前周知というふうなプロセスを踏まれていると思ひます。ですから私の言いたいところというのは、もっと言えば、遡及してこれで検討すべし、というふうなことまで踏み込みたいところですが、あまり現実的ではありませんので、最終化された段階で、なるべく早い段階で施行するという事はさることながら、その経過期間においてもこれを準用するという事を確定されていくことを望むところではあります。

今回持参しました提言を、おそらくパブリックコメントの一つとして、タイプとして、これまで扱つてきたNGOと違つるところから出てきた初めてのものかもしれないけれども、内容に関しまして、JBICの側でどのように検討されていって、そしてどういふふうにお反映されるのか、あるいは却下されるのかということに関しまして、私たちは今後注目していきたいと考えております。本日いろいろな形で説明されましたけれども、こういった形でもって説明をいただくか、あるいはウェブサイトなんかで、こういったふうな事由でもってこの部分は取り上げられるけれども、この部分は難しい、ということなどが今後説明されていけば、こういった場を設けていただいた意味があるのではないかと思ひます。長くなりましたが以上です。

(佐藤副参事役)

森課長から何かコメントはございますか。

(森課長)

まずはじめの「環境社会配慮」という言葉のところですが、われわれはまず借入人との関係を考えます。これは実際使う主体というのがまず事業をする人、ということ考えたときに、事業をする人がこれを見たときにどうとらえるかということと考えます。「社会」というかなり広い概念を言葉に入れてしまうと、一体どこまで何を配慮しなければならないのか、いろんな混乱が生じてしまう可能性があるのではないかと懸念があります。そうじゃなくて、われわれはあくまで今までやってきている環境配慮、今までも環境配慮も別に環境だけでなく、住民移転とか、女性の話とかいうことをすでにやってきています。新ガイドラインでは、それをさらに深めていくというような意味合いなので、あまり大きく広げましたということが、借入人から見たときに非常に混乱をきたす可能性がないか、というところがございます。基本的には、環境ガイドラインで今までやってきているもので考える環境というものとの大きな違いはない、といったメッセージとしてまず出したほうがいいかな、と考えるのですが、一方で、「JBICは環境のみならず広く社会も見えますよ」と言った明確な姿勢を示すべきとの意見も理解できます。ただし、ガイドラインというのはだれが使うのかということに意識が行くと、やはりその人たちから見て分かりやすいものというところがありまして、そういう観点を貫くとすると「環境配慮」のほうが良いと考えています。

経過期間なのですが、おっしゃるとおり95年のときに1回2年やっていて、そこから比べて大きく変わったと思われるのは環境アセスメントのやり方というもの、つまりステークホルダーと協議していくとか、アセスメント報告書を公開していくといったことは今までなかった話ですが、既にやってる国もあるということを見ると、2年必要かどうかというのは確かに問われる。実は、今、各主要な途上国のほうにそのへんの制度とか意見も聞いています。その意見を聞いた上でやはり2年ぐらいいるという話なのか、もう少し短くてもいいのか、あるいはすぐできるという国はたぶんそこからやらせようとか、いろいろな考え方があると思います。とりあえず、今、各国でどのくらい必要かというのを検討しているところです。

(佐藤副参事役)

あとは遵守のための委員会の関係なのですが、これはまさにおっしゃいましたとおり、どのようなシステムがいいか、これからよく考えましょう。経過周知期間の長さにもよりますけれども、まだ考える時間があるだろうということで、今後考えていくところだと思います。実際に法令を変える必要については、まさに既存のガバナンスシステム、つまり法律によって、立法府によって国際協力銀行法がつくられて、それに基づいて行政府の監督を受けて実施している。そことの関係ですから、法律をご覧になりますと、私どもは運営協議会というのをODAに関しては持っていますので、そことの関係とか、そういったどちらかというインスティテューショナル・デザインの問題に近いかなというふうにも思っております。

それから情報公開につきましては、これも今後情報公開法の施行をにらんでいろいろ考えていくということですが、日本の情報公開制度がアメリカと比較して、遜色あるとは思っていないものですから、ここから先は運用としてどうやって利用しやすい情報公開体制をつくっていくのかというのは、これはまた別途情報公開制度の中で検討していかなければならないかなと思います。

では次のご意見に移させていただいてよろしいでしょうか。

(発言者B)

私からは大きく分けて2点ほどコメントさせていただきたいと思います。一つは人権およびガバナンスに関するものなのですが、先ほどの方からも提言のほうで、確か4ページで出させておりましたが、ガバナンスについてはもう少し具体的な言及があったほうが良いのではないかと気がしております。ガバナンスというのは非常に抽象的な言葉で、あいまいに扱われがちなので、とりわけ法の支配、ステークホルダーの参加、意見表明および汚職防止という点についてはもう少し具体的に触れておいたらどうか、というのがODA改革ネットのほうからの提言で、私もそれに賛成しております。

関連して、人権についてなのですが、これまでパブリックコンサルテーションの議事録を見せていただきますと、人権についてはいろいろ議論があるようなのですが、JBICのほうでは基本的に二つに分けて考えておられるというふうに理解しております。

一つは個別のプロジェクトに関連する人権の問題と、国全体にかかわるもの。ただ、この分け方だと一つ抜けているものがありまして、それはプロジェクトの前提となっている人権状況ですね。例えば、スハルト時代のインドネシアでしたら、96の紛争のあった水資源開発プロジェクトについての調査があるのですけれども、その中の21件について、軍、政府からのいやがらせが行われている、そういう報告もあるんですね。同様のことが当然ビルマでも考えられるわけです。こうしたような、まさにプロジェクトにおいて、住民がちゃんと議論をし、参加し、情報を得て加わる、その前提になっている部分の人権というのはあるだろうと。その部分については、確かにそういう人権状況を満たしていないと直接プロジェクトを認めない、というふうな形でのガイドラインはつくりにくいかもしれないけれども、少なくとも

も内部で情報を収集して、借入人が言っている参加なり何なりというのは本当に真性なものかどうか、正しいものかどうかというのを評価するだけの情報収集をやるべきだろうと。それについては、基本的な考え方のところ、ガバナンスの触れているところがありますね、ガバナンスが重要であるということでももう少し言及しておくほうがいいのではないかと。具体的には参加、意見表明、および情報、アクセスにかかわる人権の保証といったものは、触れておいたほうがいいのではないかと思います。

2点目ですけれども、国際的基準の位置付けなのですが、森課長のほうから説明がありまして、その説明というのはそれなりに説得力ある説明だったのですが、文章自体を見るならば必ずしもその説明どおりにはない。ガイドラインの文章自体は必ずしもそういう説明にはなっていないような気がします。これはODA改革ネットのほうの提言の3ページでも書かせていただいておりますけれども、環境配慮のあり方についてはそういう国際基準を参照するが、大きな乖離があったときは、背景、理由等を確認する、という表現になっていますね。背景、理由等を確認するのは何のためにするのかというのは、当然環境配慮のためだということは何となく推定はできるかもしれないけれども、やはりそれはちゃんと書いてほうがいいのではないかと。当然環境配慮のためにそれを確認するのであって、環境社会配慮ができてない場合はちゃんと相手と議論をするんだ、という形で明示しておくべきではないかというふうに考えます。時間もありませんので、2点に絞ってコメントさせていただきたいと思います。

(森課長)

適切なコメントをありがとうございます。ガバナンスのほうは、やはりおっしゃったように、個別プロジェクトをやるとき的前提として、本当にステークホルダー、地域住民から声を聞いているのかということところは、ありますね。冒頭申しあげましたけれども、今まで円借款では、どうしても相手国政府とて話すことが多く、向こうの政府の情報を第一とするわけですが、過去の経験から、「それだけではどうも危ない」というところはわれわれも正直でございます。そういうこともあって、今回そういったリスクと申しますか、そういった観点をどういうふうに排除していくかといったことから、ステークホルダーの意見も重視したいということを入れてあるわけです。

じゃあ具体的にどうするかということですが、例えば、本文のガイドライン(案)のところの、第2部で、社会的合意及び社会影響ということで、ここでプロジェクトがこの国や地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない、あるいは、プロジェクトの代替案を検討するような早い時期から情報が公開されて、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクトに反映されていることが必要である、としています。これは事業者に求めるものですが、一方で、本行として確実に確認していくという観点からしますと、カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書という中で、環境アセスメント報告書の作成に当たり、十分な情報が公開された上で、ステークホルダーと協議が行われ、議事録等が作成されていかねばならないとしています。どういった形で住民の意見を取って、どういう判断をしてきたのかといった、ある程度プロセス、結果というのが分かるようなことがアセスメント報告書に含まれている、あるいは付属的な書類で分かるといったようなことをここで求めているわけですし、単に実施主体が言っているということではなくて、そういった関係者に情報を流して、その意見がどういう形で反映されているかというのを極力こういった報告書をとおして入手しよう、というのが一つの方法としてあるということです。

われわれも、特にダムとか、住民移転というのがとても大きい案件、国によっては軍事政権的な国とか、そういった国についてなるべく現地に行きまして、その人々に「こういうプロジェクトを知ってるか」「そういった説明会があったか」、そういったことを実際に行き確認するということも、ケースバイケースですけれども、今、やっています。ただ全部見るというのは難しいので、先ほども言ったように、開発する国、プロジェクトの影響度合というか、特にダムとか、住民移転が大きいようなものについてはなるべく現地に行っている関係者の話を聞く、というようなことをやっています、それをさらに徹底していくという形でなんとか対応をしていけるのではないかとというふうに考えております。

それから国際基準の話ですね。言葉でどういうふうに表現するかということだと思います。もう少しそこを、もう少し分かりやすい、われわれの趣旨が分かるような形で修文できるかどうか、もう少し考えてみたいとは思っています。

(佐藤副参事役)

では次のご意見に移らせていただきます。

(発言者C)

順番ということで(笑い)。Cと申します。いま配っていただいた資料の1ページの、メインは情報公開のことでお話ししたいのですが、最初は分類の件で、大きな固まりでいうと三つ目、プロジェクトの定義というところ。何を問題にしているかという、要するにセクターローンというかプログラムローンですね、構造調整系のお金が出ていく場合の話で、明示的に書いてないので、でも聞くところによると一応プロジェクトというのはセクターローンも入っている、と。中でカテゴリCの中にセクターローンが入ると書いていますから、事実上そういうことなんだとは認識はしているのですが、あえてここで「プロジェクトというのはプログラムローンも含みます(以後プロジェクト)」とクリアーに書いてもらったほうがいいのではないかと。

というのは何を問題にしているかという、プログラムローンでも、カテゴリCに例として挙がっていますが、いろいろなコンディショナリティーの付け方によってはいろんな環境的影響、社会的影響が起きる可能性があると考えられますので、そういう場合、向こうの政府とのコンディショナリティーの中身の問題なってくるわけですが、それがどうか。そういう評価もほんとはやるべきではないか、という観点であえてここに入っている。ただ、ここに入ただけで、カテゴリ分類上コンディショナリティーの評価をどういうふうにされるかというのはそちらにお任せするというになってしまうのですけれども、とりあえずそれを確保したいなということです。

あとは情報公開の件ですが、いま配っている資料でいきますと、6ページのところで、原本というか(案)のほうでいきますと8ページです。環境配慮確認にかかわる情報公開という項目のあたりです。要するに、情報公開の理念的なところで、商業上の秘密との兼ね合いということなのですが、これは情報公開法というのが原則としてありますので、その中でそれに準ずるといって、法律ですからそれに乗っかるしかないと思うのですが、そこを情報公開法の5条は2項というのがあります、例外規定の中でありまして、法人その他団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの、といっていくつか競争上の問題とか利益、そういうものは一応例外にしましょうという規定になっています。ただし、「ただし」という但し書きがありまして、ただし人の生命、健康、生活または財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報は除く、と例外規定からまたさらに除かれていますので、そういうことを配慮した書き方にしたほうが整合性がとれるというふうに思っています。わざわざこっちを書くかどうかは別として、事実上そういう解釈になっていますので、それを配慮されたほうがいいのではないかと思います。というのが商業上の秘密との関係性です。ここでは一応公開を前提として企業から情報の提供を求めたほうがいいんじゃないですか、確認をちゃんととっておいたほうがやりやすいという面もあるということです。

それからタイミングの件ですけれども、先ほどの説明では2回、融資前に1回、これはカテゴリ分類の話。カテゴリ分類はそれからという結果になりました。お話を聞くと判断理由も公開されるという、レジュメというか表示では出ている、理由も書くということになっていたのですけれども、文言上、結果の中にたぶんそれも入っている、判断理由も入っているという解釈なのかもしれないのですけれども、あえて私たちは別途判断理由というのを明示して、結果だけじゃなくて、なぜかという理由、それが出ないのは意味がないので、その理由も書きましょうと言うことをこのカテゴリ分類の根拠についてのところで書いています。

事前の、融資決定前の話の中ではカテゴリ分類だけなのですけれども、それだと決まってしまうものをなかなか動かすのは大変だということで、これは研究会の中でもある程度議論されてきたことだとは思いますが、環境アセスメントは一応事前ということなのですが、きょうの説明で気になったのは、情報公開法に則って出すというような注意書きが書いてあったのですが、そうじゃなくて、情報公開法として、あれは原則ですから、それを超えてもこれは出すものということになっているわけですから、JBICに直接行けば全部見られるという、別に公開法の手続云々は飛ばしてそういうふうにしていただく、あるいは支店がこちらにもありますから、大阪近辺はできるということですが、それ以外のところはちょっと大変だと思います。あるいは要約がありますよね。要約は付けて出してもらおうということにたぶんなっていたと思います。日本語を付けて。原本と要約というのが普通付いて提出されることになっていると思いますが、その要約ぐらいをとりあえずウェブで出すとか、そういうようなことをやってもらう。それは事前に。それは別に情報公開法の手続をしなくてもスッと出るようにできないものか、ということ。

それから、問題はアセスメントだけではなく、環境にどう配慮したかじゃなくて、そもそもそのプロジェクトは必要なのかどうかという議論がありますので、それをチェックするのがフィジビリティ・スタディというのが一応あって、それも出してもらおうことになっていますから、商業上の秘密が入っているというところがあれば何らかの判断で解決することにして、とりあえず公開を前提にしないと、私たちはそもそもそれが必要であるかどうかをやっぱりチェックしたいというか、それは結構重要な、必要じゃないのに環境配慮だけやってもあまり意味がないということにもなりますので、フィジビリティ・スタディというのは結構重要な書類になってきますので、それもアセスメントレベルと同じような位置付けで公開していただく。それも融資決定前に、これについては、事前に審査されるときにもらえるわけですから、それをいただく、それを公開してもらう。さらにそれを要約してもらったものがあれば非常にやりやすい。

それから、さっきの期間の問題について、スキームごとにいろいろ問題があるので、私たちは120日前というNGOなりの、準備期間的に120日ないと難しいという判断で120日にしていますが、そのへんはいろんな書き方があると思いますが、とりあえず明示するということは必要性があるだろうと。

それからもう一つは、事前という中に、これは可能ではないかと思うのですが、環境レビューというのを新たに今回やるということになっていると思うのですが、それを事後に、と今回なっているわけですが、一応できて政府に報告する前段階でもうできあがっていると思いますので、それを融資決定前にとりあえず「こんなもんですけど」と。こういうふうには環境レビューしました、でもいろんな意見があるだろうと。それは、マルチステークホルダーといういろんな人から見ると、JBICは正しいと思ってこうやっている、政府も正しいと思う、だけれどもほかから見ると「ちょっと違うんじゃないの?」という意見を受け付けるという意味で、事前に出す。要するにフィードバックをもらう。より適性な判断を仰ぐというか、お医者さんの用語で言うとセカンドオピニオンみたいなことですね、インフォームドコンセントというステークホルダーとの話し合いとともに、「でもそれはやっぱり違うかもしれない」というほかからの意見をもらうという意味で、それも一応事前にできるだけやったほうが精度が高まるというか、プロジェクトの判断基準、質が高まるという面でも重要なので、事前にそれももっていただけないものか、ということがここに書いてあります。

それはアブレイザルに関する報告書も含めて、さっきのF/Sを公開してほしい、それと同時に、環境レビューだけでなく、プロジェクト全体としての評価はどうだったんだと、これについての事前評価というのはどういうものだったのかというアブレイザルレポートみたいなのが出るはずなので、それを公開して、それも事前に公開してもらう。

あとは事後の話になってくると思うのですが、評価報告書および進捗状況に関するレポートとか、いろんな事態が

起きたときに、これも同じフィードバックの情報をできるだけ速く、JBICとか政府なりの情報だけではなく、JBICがより迅速な対応をするためには情報を的確に自主的に公開して、それに対するフィードバックをもらうという観点からも非常に重要なことだと思いますので、適宜情報公開をしていく、そういうつくり方をしていけばいいのではないかと。

それから最後に、長くなりましたので終わりますが、14ページの付録のところですが、先ほど説明がありましたけれども、必要なアセスメント報告書の中のいくつかの文書としてあるのですが、ずっと「しなければならぬ」という言葉なのですが、最後二つが「のぞましい」「のぞましい」とちょっと弱まっています。これは一緒にさせていただく。揃えてもらうということで、そうしていただければ全然いいのではないかと。わざわざなぜここだけなぜ「のぞましい」なんだろうと疑問がありましたので、それをやっていただくというあたりを質問したいのですが。

(佐藤副参事役)

それではまず山田企画課長からコメントして、その後森課長ということで。

(山田課長)

私のほうで答えられるだけお答えしたいと思います。まず最初のプログラムローンが入るかどうかということですが、これは明らかに入ります。5ページ目を見ていただければと思います。カテゴリCの下のほうの丸2、その中で例として、人材開発、国際収支支援、この国際収支支援が通常プログラムローンと呼んでいるものですので、明らかにそこは入ります。それから国際収支支援のみならず、見返り資金で国内開発を目的とするという場合には、場合によってはカテゴリAというものもありえるというふうに思っています。いずれにしてもプログラムローン、ここも含めてプロジェクトと。プロジェクトというのは狭義の、狭い意味でのプロジェクトではなくて、広い意味でのプロジェクトということ、例えば、同じ5ページ目のカテゴリFIですね、これはツー・ステップ・ローンと呼んでいるもので、狭い意味でのプロジェクトではないわけですが、これも含めて呼んでいます。

それから、カテゴリ結果の公表につきましては、当然結果を公表いたしますので、言われていたのは事務の手続例、フローチャートだと思うのですが、右側のほうにカテゴリ分類公開というのがありまして、カテゴリ分類のほかにカテゴリ分類根拠というのの一応このフローチャートの中ではございますので、結果、A、B、C、FIというだけではなく、なぜAになったのか、なぜBだったのかということを含めてウェブに載せるという整理をしております。

あと、F/Sを公開するべしということでしたが、F/Sにつきましては所有権というのは、例えば途上国政府であったり、ODAの場合はJICAがやるF/Sが多いということもございまして、所有権自体がわれわれに帰属してないということもありますので、いまここでわれわれとしてF/Sも公開する、というふうには言えないのですけれども、当然、審査結果というのを公表いたしますので、そこにおいてF/Sというのをチェックしてもらうということです。それは、円借款契約が結ばれた後、われわれとしてレビューした結果こうである、というのを公表いたす予定です。

審査、アプレイザルの結果も出せということですが、これはすでに私どもODAの場合は事前評価表ということで借款契約が結ばれた後、遅滞なく私どもが審査をした結果である事前評価表を出しています。これはウェブサイトでも載せております。それを見ていただければ審査結果については大まかに分かるということです。

それから、事後評価の結果も公表すべしという指摘ですが、これはすでに事後評価については三つの100ということをおっしゃってございまして、まず100%公開。完成した案件、これは100%事後評価をする。100%第三者による評価をするということで、三つの100ということを目指してやられております。

(C) いまの件でちょっと。F/Sは所有権がないからというのですが、環境アセスメントのたぶん所有権は向こうにあると思うのですけれども。

(山田課長)

環境アセスメントについては、もちろん所有権は向こうなのですけれども、これは非常に重要だということで、世銀等に準拠いたしまして、EIAについては公表するというので、先方に公表を義務づけているということです。ですから、F/Sも同じように向こう側に義務づければいいじゃないかと、というご指摘はわかりますので、検討はしたいと思いますが、それは環境ガイドラインの中ではとりあえず触れる話でもないので、今後のアプレイザルの全体の中で見直していきたいと思っております。

(C)

アプレイザルの概要ですね、今回の指定というのは。それは事前にやっているのではないんでしょうね。

(山田課長)

借款契約が結ばれた後です。また、事前に、120日前に公表しろというご趣旨はよくわかります。われわれも、そうしたことに向けていろいろと努力はしたいというふうに思いますが、ただ、現行は、借款契約が結ばれて初めて相手国との権利・義務関係ができる

わけですので、われわれから公表するという以上、そういった権利・義務関係を相手国と結んだ後するというのがわれわれの趣旨だというふうに思っています。したがってEIAも、融資決定するのは向こう側なんです。われわれは融資決定後に公表する、ということに今のところなっています。

(C)

環境アセスメントもそうなのですか、原本は。ということは、私はさっきのを見て、情報公開のアセスメントそのものについては前になるのかなと思っていたのですが、そうじゃなくて、それは向こう側でやることであって、こっちでやるというのは契約が終わってからという話ですか。

(山田課長)

そうです。14ページのところに書いてありますように、三つ目の丸のところですけども、あくまでEIA、環境アセスメント報告書を公開するというのは向こうの政府の責任において公表する、ということです。

(C)

要約とかもじゃあこっちではもらえないというか。向こうに言えばもらえるんでしょうけれども、こちらとしてもらったものを公開するという、要約とかについてもしないということですね、ということは。

(山田課長)

そこは基本的には、EIAについては向こう側の責任で公表するということになっていますので、われわれとしてどういうサービスができるかというのはクエスチョンマークですが、われわれだけの判断で積極的に出していくというところまでは、とりあえずは考えておりません。

(佐藤副参事役)

実務上はどういった感じなのか、森課長から説明されますか。向こうで公開されているものをこちらでどうするかという。

(森課長)

A、B、Cの分類のところにEIAがあります、ありませんという情報をウェブで掲載します。それに対して、EIAを見たい、という要請が日本国内でもあるといった場合には、そこはさっきも説明にありましたように、情報公開請求制度に基づき当該書類を公開するということになります。

(C)

そうだとF/Sでも同じことになりませんか。

(森課長)

F/Sでも同じことだと思います。

(C)

同じですね、中身的には。別に積極的に何かやるというわけではなくて、もっているんで、それに対して情報公開請求はできますという。そういうことですね。

(森課長)

基本的に向こうの国でそれが問題なければ、われわれもそれでお見せできると思います。

(C)

そこは確認を一応やるということになっているわけですね。

(森課長)

と思います。情報公開法によればそういう形になっていると。

(C)

この関連で言い忘れたのですが、カテゴリ分類を終わってから「このプロジェクトをやっています」というのが出るのですけれども、審査する、始まった段階で「これやっています」と出すのは何か問題があるのでしょうか。この審査をカテゴリ分類をやっていますというリストを出すということについて。カテゴリが終わってからカテゴリ結果を出すときに初めて、プロジェクトをやっている、審査をやっているというのが分かるので、審査を始めた、カテゴリ分類を開始した時点で、「開始しました」するのに何か問題があるのかなと。6ページの真ん中あたりに書いてはあるのですが。カテゴリ検討作業をやっているプロジェクトについてもリストアップしたらどうですか、という案を書いたんですけれども。

(森課長)

どの段階でカテゴリ分類を行うかというのは、円借款の場合ですと、正式要請という一つのはっきりした段階からプロジェクトのプロセスが始まるということがあるため、ある程度想定がつくのですが、民間ベースの投融資となってくると、どの段階をもって正式な要請としてわれわれが受け取って始めているというのはなかなか難しいところがあるんですよ。

(C)

変ですね。前の説明会をやった段階で、タイの火力発電所のやつですけれども、あのとき、「まだうちは審査に入っていない」ということを言われていたんですね。そこにはたぶん、これをやると審査をやっているということになって、これをやればやらないという、何らかの内部的な判断があるのではないかと思ったのですけれども。ということは、それを判断基準にして審査を始めているという認識の段階で出せばよろしいんじゃないでしょうかという。すみませんね、時間をとってしまいました。

(森課長)

私の理解では、本行としての案件を審査対象としてやる、といった案件に対してカテゴリ分類をすみやかに出すわけです。

(C)

そこはあまりそんなに落差はないという認識でいいんですかね。仕事量としてそれがどれくらいかかるのかという認識がないので、1週間かかるのか2週間かかるのか1カ月かかるのか、そのへんが私たちの判断の中では分からないのでという。そこが2、3日で終わるといえるのであればあまり変わらないといえば変わらないけれども、そんなのでカテゴリ分類できるのかという、逆に疑問が(笑)。

(森課長)

A、B、C分類をなぜ出すかというところの目的なんですけれども、これはわれわれにとっても早く出したほうが、逆にいうとリスクが少ない。案件を審査して、承諾してから、ここにはこういう少数民族がいるんだとか、希少種があるんだという情報が入ってきて、後から困ったというよりは、早いうちに、ここには希少種があるからよく見ておいたほうがいいんじゃないかとか、ここで昔ある事業が行われたけれどもこういった問題があった、少数民族の問題がある、ここはよく調べたほうがいいですよ、といった情報を早くもらうことによってリスクを軽減してゆくという効果があると思います。

(C)

ええそうです。だから、「うちはこんなことやっています」と。「審査もカテゴリ分類もまだしてないんですけれども、とりあえず」。

(森課長)

どの段階でわれわれが審査しようとするかというのは融資形態の関係もあり、いろいろあるんですね。

(C)

それはあると思います。だから最初に「これやってます」と。カテゴリ分類の審査に、それはそちらの判断で、「いろんなこと言ってくるけれどもJBICとしてはこう判断しました」というのをその段階で出せばいいと思うのですけれども、やってるかどうか分からないと情報提供のしようがないわけですね。これやってるというのが分かっていたら情報提供をして、カテゴリ分類を、BとってるかもしれないけれどもAになるとか、ありうるんだけど、そこが何をやってるか分からないと情報提供も出せませんからね。

(森課長)

どこから案件としてわれわれが取り組むかというのは、環境だけ先というのなかなか難しい問題があると思うんです。いずれにしても、A、B、C分類後周知期間をなるべく長く取って、それによって情報を可能な限りもらえるようにする。そういった発想で考えています。

(C)

私たちの、私の考え方を説明すると、カテゴリ分類した後もある程度周知期間があったほうがいいと思いますけれども、すでにカテゴリ分類という審査をある程度それなりにしているわけなので、それをやってるんだったらそこでもうリストアップしておけば、そこをさらに戻って情報は提供されて、「そっちのほうがいいんじゃないですか」だけの。まあ微妙な。

(森課長)

あと借入人との関係ともあろうかと思えます。借入人がどの程度われわれに対して「これをやってほしい」という形で来るかという点です。とりあえず相談だけでもしたい、という話もあるわけです。

(C)

ええ、あるでしょう。だからそれはもうなくなってもしょうがないですね。やってたけどなしになったという。

(森課長)

それを一々全部情報を出すというのは、こちらのコストの話もありますし、借入人のほうも困る場合もあると思います。どれもこれもやり始めると收拾がつかなくなるのかなという懸念があります。

(山田課長)

1点。EIAの本行からの公表ですけれども、ちょっと私は誤解していました。8ページ目の(2)の2番目のところに、カテゴリA、Bのプロジェクトについては、EIA等融資状況をウェブサイト上に開示し、一般の閲覧に供するという事になっていて、ウェブサイト上で開示だけかと思いましたが、われわれから求められれば出していくということです。

(C)

ですね。だと私は認識していたので。

(山田課長)

そこまでサービスをするということです。すいません。

(C)

それだったらいいんですけど(笑い)。

(佐藤副参事役)

1点、情報公開法との関係で説明させていただきますと、例えば、借入国で公開されている資料についてたまたま持っていたものというのは、「開示請求書をつくって300円払わなきゃ絶対見せませんよ」ということは、実務的にもかえって仕事が増えるだけですし、あまり意味がないかと思えますので、ここは適切な方法を考えていきたいと思えます。

一方、企業情報、つまり守秘義務との関係なのですが、これについては5条、先ほどご指摘のありました不開示情報の定義、これは非常に限定的に書いてあることは事実ですし、情報公開法の判例の流れを見てもどんどん開示対象というのは広がっていく。同じ文章でも、かつては全面非開示だったものが部分開示になっていくという流れもありますので、そこはの中でみっちり書くというよりは、「情報公開の原則」ということで時代の趨勢に応じて変わっていくのかなと思います。一方、不開示情報としなければならない情報というのは確かに厳然としてあるわけですので、具体的には、例えば企業さんとの関係では、あらかじめ資料をもらうときに、商業上の秘密に当たるもので開示してはならないと企業さんが考えているものについては、その旨明示をしていただくとか、あるいは書き分けていただくとか、そういった話を考えております。ですので、ここは、いたずらに隠すことなく、いたずらに出すことなく、そういうことになるかと思えます。

谷本さん何か補足はありますか。

(谷本副参事役)

先ほどのカテゴリ分類のことで付言させていただきますと、一言でカテゴリ分類とは何かということ、われわれとしてどれくらいのインテンシブにしっかり確認をしていくかということを入れるということなんだと思います。いったんわれわれがカテゴリ分類を公開した後、例えばわれわれがBと言ったものはもう絶対Bだとか、そういう話には絶対ではなくて、Bと言ったけどこれは実はこういう問題があるよと教えていただければ、これはやっぱりちょっと見ていこうということで、その頻度を変えるのがカテゴリ分類を変えるというだけの話ですので。われわれとしてきちっとした形で、われわれの中でも情報を整理して皆様のご意見を受け付ける状況になるのが実はカテゴリ分類をする段階でございますので、そこからいろいろな形でご意見をちょうだいしても十分にいろいろな対応ができるのではないかと思います。

(佐藤副参事役)

では次のご意見に移らせていただいてよろしいでしょうか。

(発言者D)

時間がないので焦ってるんですけど。何点かあるんですけど。まず基本方針をちょっと出していただけませんか。援助という概念が、JBIC側と私が思っているのと全然違うのかもしれないし、すごく私がおこりっぽいので失礼なことを言うかもしれませんが、失礼なことを書いたんですけども、全然援助というあれになってないんじゃないかと。

援助だとするならば、お互いは対等な関係であるわけであるし、対等の関係であるのだったらどちらも主体的に何々をするという形で考えるべきであって、特に援助する側のほうが、自分で実行するより援助して何かを助けることのほうが本当は難しいというのは、援助をすることをしたことがある人だったら分かる話であって、自分が腕が動かないのに自分で動かすように努力するのは簡単なんです。人が、その場合精神的ケアもしないといけないし、いろんな要素があるわけです。その場合どうするかといったら、相手側はもし何かができないとするならば、環境配慮ができていないとするならば、「こういうことを私がしたらあなたはできますか？」と問うことから始めるのがそうじゃないですか。それはそうなのであって、何かこの書き方というか全体が、何か監視をすることか、モニタリングをすることも確かに重要なのですけれども、そういう書き方にみんななっていないんですね。

ガイドラインはガイドラインで、その性格もありますのでその必要もあるかと思えますけれども、じゃあガイドラインを出すのだったら、私たち、というのはJBIC側ですね、JBIC側としては何の援助をするのか、そしてそれが足りないとするならどなか。相手側がどうしてそれができないのかという、この解析で正しいんですか、そういう提案なしにこれを出すということがものすごく不当というか、私には不当に感じます。当然それはJBIC側にも、予算がないとか、もともとの出資者の理解が得られないとかはあると思えますけれども、その点をちゃんと言及することが本来援助者の立場ではないでしょうか。そのへんがすごく不満というか認識が違うところである。

特に環境配慮の二つ目が、趣旨として、[ポイントの]相手国があくまでも主体者ですよと書いてあったもう一つのほうに書いてあったことは、私たちはそれをチェックします、みたいな書き方をしていましたね、確かに。そうじゃなくて、私たちはそれができないことをどう援助するかということを書く。私たちは責任をもって援助しますというふうに、もちろん基本方針には一部書いていますけれども、どうもその書き方が正しくないような気がします。

としてみると、本当にガイドラインをつくるのが目的じゃなくて、本当に改善されるのはどういうことかということに対処すると考えるのならば、いくつか問題点があるということです。いくつか問題点があるかということ、どういうところで日本が失敗したかを考えれば、そこを防げばいいわけです。まず第1に、先ほど彼からも出ていたと思いますが、必要のないものがつくられて大変な借金が残る、特にこれは援助国と両方の国民に負担をかけることであるから、少なくともそれが必要であるかどうかだけではなくて、本当にそれ以上に良い方法がないのか、もっとお金が少なくて、もっと本当に困っている人が助かるという方法はないのか、これがより良い方法であるという、どのような手順でそれを選んでいくのかということがいちばん大事な話なのに、それに関してガイドラインではほとんど言及されていない。いわゆる計画アセスという部分がほとんど書いてない。企業アセスについてのガイドラインでしかないということがいちばん問題点です。

もう一つ問題点は、3点ぐらいあるのですが、最後、じゃあどうしたら相手がしてくれるかという、確かに相手が主

体的になってもらわないと、逃げることはばかりを考えます、当然。だから、そうさせないように環境マネジメントシステムとか、企業では、どうやったら企業が主体的にそれを守れるようになるのかという方法を考えています。しかも、これは確かにこれだってガイドラインでしかないわけですから、ほんとにそのつもりでやるかマニュアルどおりやったことに見せかけるかは、本来の相手側の意思とあれでしかないのですけれども、相手側の意思と行動力をどう確認してどのようなサポートをするのかということにほとんど言及されてないガイドラインじゃないですか。それが無いのに社会的配慮とか言っても、それをするための社会的配慮がないんじゃないですか？と言いたいんですよ。

そもそも援助が必要なのはどちらかというと、非永続的でない、永続性とか環境永続性とか書いてますけれども、非永続性でない生活をしているのはわれわれのほうであって、われわれがちゃんと非永続的な生活をできるかどうかを援助してもらわないといけないほうではないでしょうか、ほんとは。だとするならば、もし援助によって何らかの環境影響を増やすとするならば、それ以上に援助国側は環境的影響力を排除するような努力がされるべきである。例えば、二酸化炭素が援助によって増えるのだったら、援助国側のほうがそれ以上に減らさないといけないはずではないですか。そのような全体的な使用、永続性永続性と言いながら、永続性の仕様をどうするのか、その分配のバランスをどうするのかということに関して全然言及してない。これは、永続性は絵に描いた餅である、ということが第1点。

同時に、永続性ということに関して、たいていのアセスメントでは永続性がどうかというアセスメントが出るようなデータはありません。ほんとに永続性がどうか、地域循環が成り立つかどうか、物質循環が成り立つかどうか、それについて提言したアセスメント法は現在のところで施行されてないはずで。そのことに関して言及せずに、永続性がどうと言葉だけ書いてあるのがおかしいと思います。コメントはその3点です。以上です。

(佐藤副参事役)

時間がだんだん迫ってまいりましたので、もしよろしければその他の方のご意見をひととおりにおっしゃっていただい
てから、私どもからお答えさせていただくようにしたいと思います。では、もしよろしければ。

(発言者E)

今回出されました新環境ガイドライン(案)の中で、私がとりわけこれまで関心を抱いてきました、非自発的移転や先住民の人権をいかに尊重していくかという問題について、前書きから含め随所でその事項について触れられているということについては、非常に評価したいと思います。しかし、一方で、確かにいろいろところで触れられているのですが、具体的に読み進めてみますと、印象からいうと、じゃあ本当に具体的にこう書かれてあることをどう実行していくのか、実施ということについて考えると非常に弱いのではないかなという感じがあります。

例えば6ページですが、カテゴリ別の環境レビューのちょうど真ん中へんに、カテゴリAというところで、6番目、さらに必要に応じて住民移転にかかわる基本計画等が提出されなければならない。この「基本計画等」という言い方、確かになるほどと思うのですが、いったいこの基本計画というのはどういう要素を含んで、移転後の生活支援を具体的にしていくことの基本計画まで含まれるかどうかというような心配があったり、あと12ページのところで、いちばん最後に非自発的事由がありますが、その前の「社会的合意及び社会影響」、これも非自発的事由とか先住民族の問題に関係してくるわけですが、確かに具体的に触れられて、非自発的事由のところは3項目あって、大きな枠組みとしては確かに「こういうふうになっていけばいいな」と思うわけです。

それと先住民族については、これはあまりにも非自発的事由と同じようなトーンで、国際的な宣言や条約の考え方に沿ってとかありますけれども、より具体的に変えていくべきだと思うところがあります。これを見て、確かに枠組みはこうですが、これを実際にもう少し運用面でいかにやっていくか。つまり強制立ち退き、例えば非自発的事由でいえば強制執行ですね。警察を呼んできて、銃をぶっ放して住民を蹴散らしていく、これをなくしていくためにはどうしたらいいかという、ここが根幹にかかわる問題だと思うのですけれども。

今、実際、例えば非常に有名というか悪名高くなったフィリピンの強制立ち退きで、第1期工事の際に1500世帯を暴力的に物理的に撤去したわけですが、その直後、JBICは事後評価報告を出して、この第1期工事の強制立ち退きに対する評価と教訓を得られたというふうに聞いています。確かに分厚き報告書も出されています。しかし、今、第2期工事、この間着工式が行われたようですが、やはり同じように地権者の人たちが立ち退きを9割ぐらいが拒んでいると。拒んでいる中で、しかし後戻りはできないということで、フィリピン政府、とりわけ大統領までもが、ともすれば「強制撤去をもう1回やるぞ」というふうに言明しているということが地元の新聞に載っているのですが、またひょっとしたら最悪の事態が、第1期工事と同じようなことが起きる可能性がかなり濃厚になってきているわけですが、こうした事態を防ぐためにはもっと具体的な詰めの議論をやらないといけないのではないかな。

いちばん最初、Aさんが質問というか提案された中でも、このガイドライン自体はやっぱり大きな枠組みであって、それを具体的に実施していくための細則、もう少し実施マニュアルをつくっていくべきではないか。その中で、とりわけ人権侵害がストレートに行われかねないような、非自発的事由とか先住民族、あとジェンダーの問題もあると思いますが、こういうことへのもう少し細かな配慮というのがあるのかどうか、教えていただきたいのですが。

(佐藤副参事役)

司会 そのほかにはございますでしょうか。今までの議論と関連するものでもかまいませんし、関連しないことでもかまいませんし、ご質問ということでもよろしいかと思いますが。特段ないでございましたら、それでは森課長から。

(森課長)

確かに住民移転の問題は非常にわれわれも頭の痛い問題です。過去の教訓にも照らして対応してきているわけですが、これはあまり文書化されたものがないんです。そういう意味で、住民移転に限らず、具体的にガイドラインをどうやって運用していくのかについては、内部でもうちょっと検討していく必要があると考えています。住民移転については今のガイドラインでも少し詳しく書いてあります。それ以外にも事後評価でいろいろな蓄積があるので、今、それを整理しているところです。

はじめの質問につきましては、非常に根本的なお話かと思えます。基本的にガイドラインの目的は、日本の税金を使ってやっている以上、少なくとも、向こうの国にとって問題となるようなものではない、特に環境社会面ではそうではあってはいけないという、ことだと思います。その中で、「これができなかつたらダメよ」じゃなくて、できない場合には対話をとおして、「これができないのはなんでできないのか」という話をちゃんとして、その上で、円借款についていえば支援するための方策がありますので、そういうものを使って支援していくということを今もやってますし、今後もやってゆくつもりです。もちろん、先方のオーナーシップもなく、適切な環境配慮を行うつもりもないような案件はだめです。

(山田課長)

最初の方の援助の根本的な哲学に関することにつきましては、この環境ガイドラインでいろいろ言うというよりは、政府のほうのODA大綱なり、ODAの中期目標、それから今現在、私どもで海外経済協力業務実施方針というのをつくっております、来年度、今年4月から3年間をカバーする、円借款の方針をいまつくっております。これも同時にいまパブリックコメントに付しておりますので、そこでいろいろコメントをいただければと思います。

それから、強制執行云々という人権の話についても、考え方などは業務実施方針のほうに、ある程度ものは盛り込んでおりますので、そちらについてもコメントをいただければと思います。ただ、この環境ガイドラインは、あくまでも相手国、私どもは、日本の援助の哲学はやはり相手国の自助努力の支援、今現在でいうオーナーシップですね、相手国側にオーナーシップをもってやってもらうということなので、あくまで主体は途上国政府でありまして、その主体性に基づいてわれわれが支援できるところをしていくというのを原則にしておりますので、こういう書き方になっているということでございます。

(佐藤副参事役)

では、お時間がちょっと過ぎてしましまして申しわけございませんが、これで終了とさせていただきます。皆様お忙しい中どうもありがとうございました。パブリック・コメントの方も是非よろしく願います。